

福生市議会だより

FUSSA

No.205

発行 福生市議会
平成29年4月25日

〒197-8501 福生市本町5番地
☎042 (551) 1511 (代表)
☎042 (551) 1523 (ダイヤルイン)

平成29年
第1回定例会



▲第33回ふっさ桜まつり(平成28年)写真コンクール入選作「春のひと時を楽しむ」

平成29年度各会計予算を可決 福生市議会議員の議員報酬等の 特例に関する条例を制定

平成29年第1回定例会は、2月28日から3月28日まで会期29日間で開催され、17名の議員による一般質問が行われました。
また、条例の制定・一部改正、補正予算、平成29年度各会計予算など市長提出議案26件、委員会提出議案2件、議員提出議案1件及び陳情2件などが審議されました。

本会議の経過

▼1日目(28日)は、一般質問の通告人数や通告時間、議案を付託する委員会の開催日等を考慮して、定例会の会期を29日間と決定しました。
続いて、新年度へ向けて市長から施政方針、教育長から教育方針が述べられ、その後、4名の議員が一般質問を行いました。

▼2日目(1日)は、6名の議員が一般質問を行いました。
▼3日目(2日)は、6名の議員が一般質問を行いました。
▼4日目(3日)は、1名の議員が一般質問を行いました、17名の議員の一般質問を終了しました。

▼5日目(28日)は、最終日で、委員会へ付託した議案23件と新たに提出された議案3件、議会改革に関する特別委員会調査結果報告、委員会提出議案2件及び議員提出議案1件を可決しました。
また、陳情2件のうち1件は採択、1件は継続審査とし、今定例会を終了しました。

委員会提出議案第1号 福生市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(概要)

福生市議会では今定例会において、委員会提案として本条例を制定しました。
◆条例の目的 福生市議会議員が疾病などで長期にわたり議会活動を行うことができない場合における議員報酬及び期末手当を減額するもの。
◆条例の内容 市議会の会議等を欠席した日から起算して、欠席期間が1年を超えた場合、議員報酬の2分の1を減額します。
また、期末手当についても2分の1に減額します。
ただし、公務上の災害や出産などによる欠席については減額しないこととします。

◆減額の割合 (議員報酬の月額)

議会活動を行うことができない期間が1年を超えた月の翌月から報酬の2分の1を減額します。
(期末手当)

基準日である6月1日及び12月1日のそれぞれの前6か月以内の期間に、議員報酬を減額された月がある場合に、期末手当の2分の1を減額します。

委員会提出議案第2号

精神障害者を心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象とすることを求める意見書

平成5年に改正された障害者基本法により、これまで主に医療の対象であった精神障害者が障害者福祉の対象と位置付けられ、身体・知的障害者と同等水準の福祉施策を整備する根拠が与えられました。

しかし、障害者福祉において、東京都の心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象者は、身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳(愛の手帳)1度・2度の方で、精神障害者はその対象外となっています。

よって、福生市議会は、東京都に対し、次の項目の早期実現を求めます。

- 1 精神障害者を心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象とすること。

(提出先 東京都知事)

◎8面にも議員提出議案を掲載しています。